

改	正	後	改	正	前
<p>理（令第121条の11《時価ヘッジ処理における時価評価差額の翌事業年度における処理等》の規定による処理をいう。）を行わないこととしているときは、継続適用を条件としてこれを認める。</p> <p>(3) <u>2-3-46から2-3-50まで、2-3-52、2-3-57及び2-3-59</u> ((1)ホを除く。)は、時価ヘッジ処理の取扱いについて準用する。</p>					

五 収益及び費用の帰属時期の特例

改	正	後	改	正	前
<p><u>第4節 収益及び費用の帰属時期の特例</u></p> <p>(賦払の方法)</p> <p><u>2-4-1</u></p> <p>(延払基準の適用がある資産の譲渡)</p> <p><u>2-4-2</u></p> <p>(延払損益の計算の基礎となる手数料の範囲)</p> <p><u>2-4-3</u></p> <p>(手数料の原価の額への加算)</p> <p><u>2-4-4</u></p> <p>(延払基準の計算単位)</p> <p><u>2-4-5</u>以下<u>2-4-11</u>まで.....</p>			<p><u>第3節 収益及び費用の帰属時期の特例</u></p> <p>(賦払の方法)</p> <p><u>2-3-1</u></p> <p>(延払基準の適用がある資産の譲渡)</p> <p><u>2-3-2</u></p> <p>(延払損益の計算の基礎となる手数料の範囲)</p> <p><u>2-3-3</u></p> <p>(手数料の原価の額への加算)</p> <p><u>2-3-4</u></p> <p>(延払基準の計算単位)</p> <p><u>2-3-5</u>以下<u>2-3-11</u>まで.....</p>		

(時価以上の価額で資産を下取りした場合の対価の額)

2—4—6

(履行期日前に受領した手形)

2—4—7

(賦払金の支払遅延等により販売した資産を取り戻した場合の処理)

2—4—8

(契約の変更があった場合の取扱い)

2—4—9

(対価の額又は原価の額に異動があった場合の調整)

2—4—10以下 2—4—10において 2—4—9により

(長期割賦販売等に係る収益の額に含めないことができる利息相当部分)

2—4—11

(工事の請負の範囲)

2—4—12

(契約の意義)

2—4—13

(長期大規模工事に該当するかどうかの判定単位)

2—4—14

(時価以上の価額で資産を下取りした場合の対価の額)

2—3—6

(履行期日前に受領した手形)

2—3—7

(賦払金の支払遅延等により販売した資産を取り戻した場合の処理)

2—3—8

(契約の変更があった場合の取扱い)

2—3—9

(対価の額又は原価の額に異動があった場合の調整)

2—3—10以下 2—3—10において 2—3—9により

(長期割賦販売等に係る収益の額に含めないことができる利息相当部分)

2—3—11

(工事の請負の範囲)

2—3—12

(契約の意義)

2—3—13

(長期大規模工事に該当するかどうかの判定単位)

2—3—14

改 正 後	改 正 前
(工事の目的物について個々に引渡しが可能な場合の取扱い) <u>2—4—15</u>	(工事の目的物について個々に引渡しが可能な場合の取扱い) <u>2—3—14の2</u>
(長期大規模工事に該当しないこととなった場合の取扱い) <u>2—4—16</u>	(長期大規模工事に該当しないこととなった場合の取扱い) <u>2—3—15</u>
(長期大規模工事の着手の日の判定) <u>2—4—17</u>	(長期大規模工事の着手の日の判定) <u>2—3—16</u>
(契約において手形で請負の対価の額が支払われることになっている場合の取扱い) <u>2—4—18</u>	(契約において手形で請負の対価の額が支払われることになっている場合の取扱い) <u>2—3—17</u>
(長期大規模工事以外の工事で再び工事進行基準の適用要件を満たした場合の取扱い) <u>2—4—19</u>	(長期大規模工事以外の工事で再び工事進行基準の適用要件を満たした場合の取扱い) <u>2—3—18</u>
(外貨建工事に係る契約の時における為替相場) <u>2—4—20</u> 令第129条第1項《長期大規模工事の判定》に規定する「契約の時における外国為替の売買相場による円換算額」は、その外貨建工事（請負の対価の額の支払が外国通貨で行われるべきこととされている工事をいう。以下 <u>2—4—22</u> までにおいて同じ。）の請負の対価の額を <u>13の2—1—2《外貨建取引及び発生時換算法の円換算》</u> に定める為替相場（当該外貨建工事の契約の日を同通達に定める取引日とした場合の為替相場をいう。）により円換算した金額とする。	(外貨建工事に係る契約の時における為替相場) <u>2—3—19</u> 令第129条第1項《長期大規模工事の判定》に規定する「契約の時における外国為替の売買相場による円換算額」は、その外貨建工事（請負の対価の額の支払が外国通貨で行われるべきこととされている工事をいう。以下 <u>2—3—21</u> までにおいて同じ。）の請負の対価の額を <u>契約の日の電信売買相場の仲値</u> （ <u>13の2—1—7の(2)</u> の口《取得時換算法》に定める電信売買相場の仲値をいう。以下 <u>2—3—19</u> において同じ。）により円換算した金額とする。ただし、継続適用を条件として、契約の日の電信買相場（ <u>13の2—</u>

(注) 契約の日までに当該外貨建工事の請負の対価の額の全部又は一部について先物外国為替契約等（法第61条の8第2項《先物外国為替契約等により円換算額を確定させた外貨建取引の換算》）に規定する先物外国為替契約等をいう。）により円換算額を確定させている場合であっても、令第129条第1項に規定する「契約の時における外国為替の売買相場による円換算額」は、本通達の本文により円換算した金額とすることに留意する。

(外貨建工事の請負の対価の額が増額又は減額された場合の取扱い)

2—4—21 2—4—20による.....

(外貨建工事の工事進行基準の計算)

2—4—22 外貨建工事における令第129条第3項《工事進行基準の方法》の規定による計算は、原則として、当該計算の基礎となる金額につきすべて円換算後の金額に基づき計算するものとするが、例えば、当該計算の基礎となる金額につきすべて外貨建ての金額に基づき計算した金額について円換算を行うなど、法人が当該外貨建工事につき継続して合理的に計算している場合にはこれを認める。

また、当該計算の基礎となる金額について円換算を行う場合には、13の2—1—2 《外貨建取引及び発生時換算法の円換算》、13の2—1—3 《多通貨

1—7の(2)の口に定める電信買相場をいう。以下2—3—19において同じ。)により円換算した金額とすることができる。

(注1) この場合の電信売買相場の仲値又は電信買相場は、継続適用を条件として、次のいずれかによることができる。

(1) 契約日の属する月若しくは週の前月若しくは前週の末日又は当月若しくは当週の初日の電信売買相場の仲値又は電信買相場

(2) 契約日の属する月の前月又は前週の平均相場のように1月以内の一定期間における電信売買相場の仲値又は電信買相場の平均値

2 契約の日までに当該外貨建工事の請負の対価の額の全部又は一部について先物外国為替契約（令第139条の8第1項《先物外国為替契約により円換算額が確定している場合の特例》）に規定する先物外国為替契約等をいう。）により円換算額が確定している場合であっても、令第129条第1項に規定する「契約の時における外国為替の売買相場による円換算額」は、本通達の本文又は注1により円換算した金額とすることに留意する。

(外貨建工事の請負の対価の額が増額又は減額された場合の取扱い)

2—3—20 2—3—19による.....

(外貨建工事の工事進行基準の計算)

2—3—21 外貨建工事における令第129条第3項《工事進行基準の方法》の規定による計算は、原則として、当該計算の基礎となる金額につきすべて円換算後の金額に基づき計算するものとするが、例えば、当該計算の基礎となる金額につきすべて外貨建ての金額に基づき計算した金額について円換算を行うなど、法人が当該外貨建工事につき継続して合理的に計算している場合にはこれを認める。

また、当該計算の基礎となる金額について円換算を行う場合には、13の2—2—1 《収益、費用等の換算》、13の2—2—2 《先物外国為替契約がある

改 正	後	改 正	前
会計を採用している場合の外貨建取引の換算》、13の2—1—4《先物外国為替契約等がある場合の収益、費用の換算等》及び13の2—1—5《前渡金等の振替え》によることに留意する。			場合の収益、費用等の換算》及び13の2—2—4《前渡金等の振替え》によることに留意する。
(注)			(注)

六 割戻し

改 正	後	改 正	前
<u>第5節 割戻し</u>			<u>第4節 割戻し</u>
(売上割戻しの計上時期)			(売上割戻しの計上時期)
<u>2—5—1</u>			<u>2—4—1</u>
(定期間支払わない売上割戻しの計上時期)			(定期間支払わない売上割戻しの計上時期)
<u>2—5—2</u> <u>2—5—1</u> にかかわらず.....			<u>2—4—2</u> <u>2—4—1</u> にかかわらず.....
(実質的に利益を享受することの意義)			(実質的に利益を享受することの意義)
<u>2—5—3</u> <u>2—5—2</u> の.....			<u>2—4—3</u> <u>2—4—2</u> の.....
(仕入割戻しの計上時期)			(仕入割戻しの計上時期)
<u>2—5—4</u>			<u>2—4—4</u>
(定期間支払を受けない仕入割戻しの計上時期)			(定期間支払を受けない仕入割戻しの計上時期)
<u>2—5—5</u> <u>2—5—2</u> の..... <u>2—5—4</u> にかかわらず..... <u>2—5—3</u> により.....			<u>2—4—5</u> <u>2—4—2</u> の..... <u>2—4—4</u> にかかわらず..... <u>2—4—3</u> により.....